

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第18号 平成28年12月

新しい後志広域連合長に京極町長 山崎 一雄氏が就任

後志広域連合長として、平成19年4月24日の発足当時から9年7か月にわたり務められた「前蘭越町長 宮谷内 留雄氏」が任期満了により平成28年11月12日を以って退任しました。

11月21日に実施した関係町村長による後志広域連合長選挙によって、「京極町長 山崎一雄氏」が新しく後志広域連合長に就任しました。

平成28年第2回後志広域連合議会定例会を開催

第2回後志広域連合議会定例会が11月4日（金）、倶知安町のホテル第一会館で開催され、平成27年度各会計決算の認定、平成28年度各会計補正予算について審議・可決しました。

第3次後志広域連合広域計画（案）の意見募集を行います。

後志広域連合では、広域連合を組織する関係町村と連携し、信頼される広域行政を計画的に推進していくために「第3次後志広域連合広域計画」を策定します。計画策定にあたり、広域計画（案）を公表しますので、皆様のご意見をお寄せください。

- 広域計画案 各町村役場の総務または企画担当の窓口にありますので、担当職員に申し出ください。
また、後志広域連合ホームページにも広域計画案を掲載しています。
- 意見の提出方法 任意の書式で住所と氏名を記入の上、郵送・ファクシミリ・電子メール・広域連合事務所または関係町村への直接書面による提出のいずれかの方法で期限までに提出してください。
※電話・口頭での意見は、お受け出来ませんのでご了承ください。
- 意見の募集期間 平成28年12月19日（月）～平成29年1月18日（水）
- 意見の取扱い ご意見に対し、個別の回答はいたしませんので、ご承知ください。

このページに関するお問い合わせ： 総務課 Tel 0136-55-8010

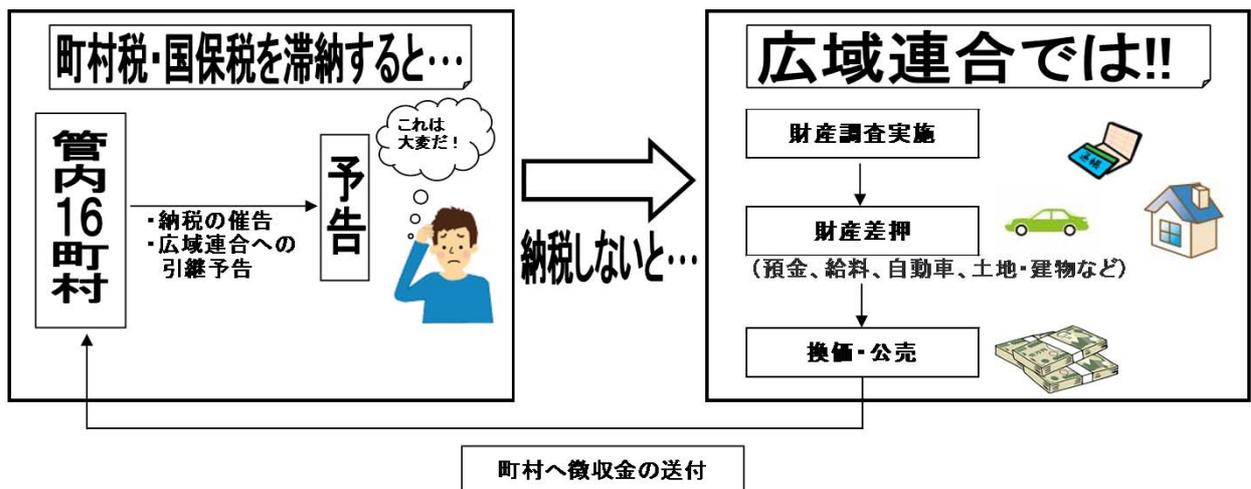
許しません。税金の滞納！！

◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。

財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねないので、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、滞納者の財産や給料の差押を実施し、差押した財産等を公売で換価して滞納の税金に充てるなど、厳しい滞納処分業務を実施しています。



◇ 合同公売会の参加とインターネット公売を実施しました。

後志広域連合では、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）などを差し押さえて、公売処分をおこなっています。

今年11月に倶知安町と札幌市で開催された合同公売会に参加して、差し押さえた物品47点を公売しました。

その他に、インターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）に出品する方法でも差し押さえた物品の公売をおこなっています。

インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。



合同公売会



タイヤロックの装着

※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（ <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/> ）

交通事故などにあつたときは、早めに国保の届出を！

交通事故など、第三者（自分以外の人）の加害行為によってケガや病気になった場合、国民健康保険（以下「国保」といいます。）の保険証を使用して治療を受けることができますが、治療費は本来加害者（第三者）が負担すべきものです。

治療費のうち国保の負担分は、後志広域連合が一時的に立替払いし、後日加害者に請求することになります。その際に「第三者行為による被害届」が必要になりますので、第三者の加害行為を原因として医療機関等で国保の保険証を使用して治療を受ける場合は、必ずお住まいの町村役場国保担当窓口にて「第三者行為による被害届」を提出してください。

◇ 第三者行為とは

- ・交通事故、自転車事故
- ・けんか
- ・スキー、スノーボード等の衝突や接触事故
- ・他人の犬にかまれた
- ・工事現場からの落下物等でケガ など



◇ 届出に必要なもの

- ・第三者行為による被害届（担当窓口にあります。）
- ・届出者本人と確認できるもの
（運転免許証、パスポート、個人番号カード、身体障害者手帳、在留カードなど）
- ・対象者と届出者の個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号通知カード）
- ・保険証 ・高齢受給者証（70歳～74歳の方）
- ・事故証明書
- ・印鑑

◇ 示談の前に必ずご相談を

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、その取り決めが優先して、国保が立て替えた治療費を加害者に請求できない場合があります。

その場合、被保険者本人に負担していただく場合もありますので、示談の前に必ずお住まいの町村役場国保担当窓口にご相談ください。

◇ 負傷原因のお問い合わせについて

後志広域連合では、医療費を適正に給付するため、診療報酬明細書（レセプト）の確認を行っております。確認の結果、交通事故などの第三者行為による負傷の可能性がある場合、負傷原因のお問い合わせをさせていただいております。お手元に「第三者行為による被害届の提出について」という文書が届きましたら、お手数ではございますが、速やかにご回答くださいますよう、お願いいたします。

◇ 労働災害、通勤災害について

仕事中や通勤途中に負傷した場合は、「労働者災害補償保険（労災保険）」が適用になり、国保の保険証を使つての治療は受けられません。速やかに勤務先へお申し出ください。

介護保険料を納め忘れていませんか？

納期限をすぎると・・・

後志広域連合から**督促**を受けます。

介護保険料には納期限が決められています。
もしも、納め忘れていた場合は速やかに納付しましょう。

納付しないで、滞納していると・・・

1年以上滞納している保険料があると・・・

介護サービス費用をいったん**全額自己負担**します。
(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。(9割または8割相当分は後で後志広域連合から払い戻されます。)

1年6か月以上滞納している保険料があると・・・

保険給付を一時**差し止め**られ、その中から滞納している保険料相当分が差し引かれます。

後志広域連合から払い戻されるはずの給付費(9割または8割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納している保険料があると・・・

滞納期間に応じて、サービス費用の自己負担割合が**1割または2割 から 3割**に引き上げられます。

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス等が受けられなくなったりします。

納め忘れの心配がなく便利な口座振替

納付書で介護保険料を納めている人には、便利な口座振替がおすすめです。納め忘れの心配もなく、一度手続きすれば毎年自動的に継続されます。後志広域連合指定の金融機関で申込みましょう。

安心だね！



このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 TEL 0136-55-8013